

(9) 水源地域に立地する製造業及び旅館業の敷地にかかる特別土地保有税の  
非課税措置の延長（特別土地保有税）

内 容

水源地域対策特別措置法に規定する水源地域において製造業及び旅館業の用に供する土地に係る特別土地保有税の非課税措置について、対象となる施設整備の取得価額要件を引き上げた上で（2,700万円超 3,000万円超）、適用期限を2年間延長する（平成16年3月31日まで）。